

令和5年度
埼玉県博物館連絡協議会
総会

資 料

日時：令和5年4月20日（木）
会場：鉄道博物館 てっぱくホール

第1号議案

令和4年度 事業報告（案）

事業	日時・会場	事業内容
第1回役員会	4月21日 県立歴史と民俗の博物館	・会長・副会長・監事等の選出 ・令和3年度事業報告(案)・決算報告(案)の審議 ・令和4年度事業計画(案)・予算(案)の審議
総会	4月21日 県立歴史と民俗の博物館	・新役員等の改選(案)の審議 ・令和3年度事業報告(案)・決算報告(案)の審議 ・令和4年度事業計画(案)・予算(案)の審議 ・緊急時相互支援検討委員会の報告 ・令和3年度地域振興支援事業の実績報告
地域チーフ館会議	第1回 5月11日 第2回 3月3日 県立歴史と民俗の博物館	・各地域の活動状況の報告と課題について他
緊急時相互支援検討委員会	第1回 6月1日 第2回 11月16日 県立歴史と民俗の博物館	・緊急時連絡訓練について ・情報収集活動他
地域振興支援事業審査委員会	2月2日 県立歴史と民俗の博物館	・令和4年度地域振興支援事業の実績に係る審査 ・令和5年度地域振興支援事業計画の審査
第2回役員会	3月13日 県立歴史と民俗の博物館	・令和4年度事業報告(案)・決算報告(案)の審議 ・令和5年度事業計画(案)・予算(案)の審議
見学会	4月21日 県立歴史と民俗の博物館	・企画展「埼玉武術英名録」の見学
前期研究会・見学会	11月29日 県立歴史と民俗の博物館	・講演「博物館法の改正について」 ・企画展「銘仙」の見学
後期研究会・見学会	3月15日 県立近代美術館	・講演「サステイナブルなデジタルアーカイブ 法改正と博物館DXに対応するために」 ・企画展「戸谷成雄 彫刻」の見学
刀剣取扱研修	中止 ※新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえての判断	・刀剣資料の取扱い管理に関する研修会
文化財レスキュー・防災研修会	2月14日 さいたま共済会館	・埼玉県文化財保護協会・埼玉県地域史料保存活用連絡協議会との共催 テーマ「台風19号災害における長野市立博物館の活動」
加盟館園職員名簿	6月配布	・主にデジタルデータで配布
加盟館ガイドマップ	11月30日発行	・加盟各館園の所在地及び概要を紹介したガイドマップを作成し、県内の観光案内所等へ配布
緊急時連絡訓練	9月実施	・災害発生時を想定した加盟館園からの連絡訓練
埼玉博連HPの更新	随時	・埼玉博連の活動に関する情報発信
災害等緊急時の情報集約	随時	・災害等緊急時の情報集約

令和4年度 埼玉県博物館連絡協議会 決算報告(案)

1. 一般会計

(収入の部) (単位:円)(下段のくっちは令和3年度)

項目	予算額	収入額	比較増減額	備考
会費	1,070,000 (1,064,000)	1,099,000 (1,070,000)	29,000 (6,000)	21,000 × 17 館 = 357,000 14,000 × 18 館 = 252,000 10,000 × 49 館 = 490,000
参加費	0 (0)	0 (0)	0 (0)	参加費
雑収入	9 (9)	8 (9)	△1 (0)	預金利息
繰越金	242,678 (328,940)	242,678 (328,940)	0 (0)	前年度より繰越
計	1,312,687 (1,392,949)	1,341,686 (1,398,949)	28,999 (6,000)	

(支出の部) (単位:円)(下段のくっちは令和3年度)

項目	予算額	支出額	執行残	備考
旅費	30,000 (30,000)	15,059 (14,386)	14,941 (15,614)	委員会出席旅費・事務局旅費 15,059
事務費	87,600 (261,000)	75,298 (196,738)	12,302 (64,262)	通信運搬費 7,326 消耗品費 4,180 備品購入費 0 インターネット回線使用料 58,224 サーバーレンタル料 5,568 地域別連絡協議会費 337,430 前期・後期研究会費 0 緊急時相互支援委員研修費 0 地域振興支援事業費(振込手数料込み) 160,440 加盟館園ガイドマップ作成費 462,110
事業費	1,104,200 (991,000)	959,980 (895,147)	144,220 (95,853)	講師謝金 0 災害対策準備金として特別金計へ繰入 50,000
報償費	21,000 (21,000)	0 (0)	21,000 (21,000)	予備費 0
繰出金	50,000 (50,000)	50,000 (50,000)	0 (0)	
予備費	19,887 (39,949)	0 (0)	19,887 (39,949)	
計	1,312,687 (1,392,949)	1,100,337 (1,156,271)	212,350 (236,678)	

(収支の部) (単位:円)(下段のくっちは令和3年度)

収入済額	1,341,686 (1,398,949)	
支出済額	1,100,337 (1,156,271)	
差引残額	241,349 (242,678)	(次年度へ繰越し)

2. 特別会計

(収入の部) (単位:円)(下段のくっちは令和3年度)

項目	予算額	収入額	比較増減額	備考
繰入金	50,000 (50,000)	50,000 (50,000)	0 (0)	
繰越金	600,000 (550,000)	600,000 (550,000)	0 (0)	
計	650,000 (600,000)	650,000 (600,000)	0 (0)	

(支出の部) (単位:円)(下段のくっちは令和3年度)

項目	予算額	支出額	執行残	備考
災害対策準備金	650,000 (600,000)	0 (0)	650,000 (600,000)	
計	650,000 (600,000)	0 (0)	650,000 (600,000)	

(収支の部) (単位:円)(下段のくっちは令和3年度)

収入済額	650,000 (600,000)	
支出済額	0 (0)	
差引残額	650,000 (600,000)	(次年度へ繰越し)

監査報告

上記のとおり相違ありません

令和 5 年 4 月 11 日

八潮市立資料館長 高山 治

富士見市立水子貝塚資料館長 和田晋治

第3号議案

令和5年度 事業計画（案）

事業	日時・会場	事業内容
第1回役員会	4月20日 鉄道博物館	・令和4年度事業報告(案)・決算報告(案)の審議 ・令和5年度事業計画(案)・予算(案)の審議
総会	4月20日 鉄道博物館	・令和4年度事業報告(案)・決算報告(案)の審議 ・令和5年度事業計画(案)・予算(案)の審議 ・緊急時相互支援検討委員会の報告 ・令和4年度地域振興支援事業の実績報告
地域チーフ館会議	2回(5月・2月) 県立歴史と民俗の博物館	・各地域の活動状況の報告と課題について他
緊急時相互支援検討委員会	2回(6月・11月) 県立歴史と民俗の博物館	・緊急時連絡訓練について ・情報収集活動他
地域振興支援事業審査委員会	1～2月 県立歴史と民俗の博物館	・令和6年度地域振興支援事業計画の審査 ・令和5年度地域振興支援事業の実績に係る審査
第2回役員会	3月 県立歴史と民俗の博物館	・令和5年度事業報告(案)・決算報告(案)の審議 ・令和6年度事業計画(案)・予算(案)の審議
見学会	4月20日 鉄道博物館	・施設・展示見学
前期研究会・見学会	8月 県内博物館・美術館施設	・講演及び展示見学
後期研究会・見学会	1月 会場未定	・講演及び展示見学
刀剣取扱研修	未定	・刀剣資料の取扱い管理に関する研修会
文化財レスキュー・防災研修会	2月 会場未定	・埼玉県文化財保護協会・埼玉県地域史料保存活用連絡協議会との共催
加盟館園職員名簿	6月配布	・主にデジタルデータで配布
加盟館ガイドマップ	12月発行	・加盟各館園の所在地及び概要を紹介したガイドマップを作成し、県内の観光案内所等へ配布
緊急時連絡訓練	9月実施	
埼博連HPの更新	随時	・埼博連の活動に関する情報発信
災害等緊急時の情報集約	随時	・災害等緊急時の情報集約

令和5年度 埼玉県博物館連絡協議会 予算(案)

1. 一般会計

(収入の部)

(単位:円)

項目	令和5予算額	令和4予算額	比較増減額	備考(かつこ内は令和4予算)
会費	1,069,000	1,070,000	△ 1,000	21,000 × 17 館 = 357,000 (336,000) 14,000 × 18 館 = 252,000 (224,000) 10,000 × 46 館 = 460,000 (510,000)
参加費	0	0	0	参加費 0 (0)
雑収入	8	9	△ 1	預金利子 8 (9)
繰越金	241,349	242,678	△ 1,329	前年度より繰越し 241,349 (242,678)
計	1,310,357	1,312,687	△ 2,330	1,310,357 (1,312,687)

(支出の部)

(単位:円)

項目	令和5予算額	令和4予算額	比較増減額	備考(かつこ内は令和4予算)
旅費	20,000	30,000	△ 10,000	委員会出席旅費・事務局旅費 20,000 (30,000)
事務費	104,600	87,600	17,000	通信運搬費 10,000 (14,000) 消耗品費(会議資料印刷費、 PCセキュリティソフト更新代な ど) 30,000 (10,000) 備品購入費 0 (0) インターネット回線使用料 59,000 (58,000) サーバーレンタル料・ドメイン使用料 5,600 (5,600)
事業費	1,069,160	1,104,200	△ 35,040	地域別連絡協議会費 325,760 (336,000) 前期・後期研究会費 0 (37,200) 緊急時相互支援委員研修費 0 (10,000) 研究会費 99,400 (0) 地域振興支援事業費 (振込手数料込み) 124,000 (161,000) 加盟館園ガイドマップ作成費 520,000 (560,000)
報償費	0	21,000	△ 21,000	講師謝金 0 (21,000)
繰出金	50,000	50,000	0	災害対策準備金として 特別会計へ繰入 50,000 (50,000)
予備費	66,597	19,887	46,710	予備費 66,597 (19,887)
計	1,310,357	1,312,687	△ 2,330	1,310,357 (1,312,687)

2. 特別会計

(収入の部)

項目	令和5予算額	令和4予算額	比較増減額	備考(かつこ内は令和4予算)
繰入金	50,000	50,000	0	一般会計より繰入れ 50,000 (50,000)
繰越金	650,000	600,000	50,000	前年度より繰越し 650,000 (600,000)
計	700,000	650,000	50,000	700,000 (650,000)

(支出の部)

項目	令和5予算額	令和4予算額	比較増減額	備考(かつこ内は令和4予算)
災害対策準備金	700,000	650,000	50,000	700,000 (650,000)

埼玉県博物館連絡協議会則

- (名称) 第一条 本会は、埼玉県博物館連絡協議会と称する。
- (所在) 第二条 本会は、事務局を会長の所属する博物館（類似の施設を含む。以下同じ。）に置く。
- (目的) 第三条 本会は、各博物館相互の連携を緊密にし、博物館事業の振興を図ることを目的とする。
- (地域別連絡協議会) 第四条 本会の事業を円滑に遂行するため、県内を4地域（南部、東・北部、西部、秩父）に分け、それぞれに地域別連絡協議会を設置する。
- 2 地域別連絡協議会の運営に関し必要な事項は、各々の地域別連絡協議会において定めるものとする。
- (事業) 第五条 本会は、第三条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 一 研究会・研修会・視察などの開催
 - 二 情報の交換
 - 三 会誌・研究物の刊行
 - 四 災害時における相互支援活動
 - 五 その他必要な事業
- (会費及び会費) 第六条 本会は、埼玉県内の博物館を会員として組織し、会員は、次項に定める会費を毎年度納入するものとする。
- 2 会費は、毎年度4月1日現在のそれぞれの博物館の職員数に応じて、次の各号に定める額とする。ただし、この規定により難しい場合は、一会員10,000円とする。
- 一 1人から5人まで 10,000円
 - 二 6人から10人まで 14,000円
 - 三 11人以上 21,000円
- (役員) 第七条 本会に、次の役員を置く。
- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名
 - 三 理事 若干名
 - 四 監事 2名
- (役員の職務) 第八条 役員の職務は、次のとおりとする。
- 一 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 二 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 三 理事は、会長及び副会長とともに役員会を組織し、会務を整理する。
 - 四 監事は、会計を監査する。
- (役員の選出) 第九条 役員は、次のとおりとする。
- 一 会長及び副会長は、理事が互選し、総会で承認する。
 - 二 理事は、南部、東・北部、西部、秩父の各地域の会員からそれぞれ選出し、総会で承認する。
 - 三 監事は、役員会で推薦し、総会で承認する。
- (役員の任期) 第十条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (顧問) 第十一条 本会に、顧問を置くことができる。ただし、任期は2年とする。
- (会議) 第十二条 本会の会議は、総会及び役員会とする。また、必要に応じ委員会等を置くことができる。
- 2 会議は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
 - 3 議事は、出席会員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決することによる。
- (総会) 第十三条 総会は、年1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたととき又は会員の3分の1以上の要求があつたときは、臨時に総会を開くことができる。
- 2 総会は、次の事項を審議する。
 - 一 会則の改正
 - 二 事業計画及び予算
 - 三 事業報告及び決算
 - 四 役員を選任
 - 五 その他重要な事項
- (役員会) 第十四条 役員会は、会長が必要と認めたとときに開き、次の事項を審議する。
- 一 総会への提案事項
 - 二 その他必要な事項
- (表彰等) 第十五条 本会（加盟の館及び園を含む。）の振興に著しい功績があつた場合又は本会の事業推進に積極的な協力があつた場合は、その都度、役員会の承認を得て、これを表彰し、又は感謝の意を表すことができる。
- (経費) 第十六条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- (会計) 第十七条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 総会前の事業及び予算の必要な範囲の執行については、会長の専決により行うことができる。
 - 3 会計規程については、別に定める。
- (事務局) 第十八条 本会の会務を処理するため、事務局に次の職員を置く。
- 一 事務局長 1名
 - 二 事務局次長 1名
 - 三 幹事 若干名
- (細則) 第十九条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。
- 付 則
この会則は、昭和49年10月30日から施行する。
- 平成7年4月28日一部改正
平成11年4月28日一部改正
平成17年5月19日一部改正
平成18年5月31日一部改正
平成26年4月24日一部改正
平成28年4月22日一部改正
令和4年10月14日一部改正

埼玉県博物館連絡協議会会計規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県博物館連絡協議会（以下「埼玉博連」という。）会則第17条第3項の規定に基づき、埼玉博連の財務会計事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(予算の調製及び承認)

第2条 会長は、毎会計年度予算を調製し、及びこれを執行する。

2 前項の予算は、総会において承認を受けなければならない。

(会計の区分)

第3条 埼玉博連の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、一般会計と区分した経理を行う必要がある場合において、総会の議決によりこれを設置することができる。

3 各会計はそれぞれ独立し、単年度での会計を行うものとする。

(予算の区分)

第4条 収入支出予算は、収入にあつてはその性質に従つて、支出にあつてはその目的に従つて、これを区分しなければならない。

(補正予算)

第5条 予算の承認後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときには、会長が専決して予算を補正し、総会において承認を受けなければならない。

(予算の流用)

第6条 会長は、予算の執行上必要があると認められる場合には、支出予算の経費の金額について流用をすることができる。

(予備費)

第7条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収入支出予算に予備費を計上することができる。

2 会長は、必要に応じて予備費を充当することができる。

(歳計剰余金の処分)

第8条 各事業において決算上剰余金を生じたときは、次の会計年度の事業の収入に編入することができる。

(決算)

第9条 会長は、会計年度毎に決算を調製しなければならない。

2 前項の決算は、証拠書類とあわせて監事の監査に付さなければならない。

3 会長は、前項の規定により監査に付した決算を監事の意見を付けて総会に提出し、承認を受けなければならない。

(監査)

第10条 監事は、各事業終了後、埼玉博連の財務及び事業の執行状況等について監査を行わなければならない。

(収入及び支出命令の権限の委任)

第11条 会長は、収入及び支出の命令の権限を事務局長に委任する。

(収支命令権者)

第12条 事務局長は、収入伺い及び支出伺いを確認し決裁する。

(予算執行担当者)

第13条 事務局長は、予算執行の事務に当たる幹事（以下「予算執行担当者」という。）を設置し、収入及び支出に関する業務をさせることができる。

(出納責任者)

第14条 事務局長は、現金出納の事務に当たる者（以下「出納責任者」という。）を設置し、事務局長の決裁終了後、収入伺い及び支出伺いに基づいて確認した上、収入及び支出をさせることができる。

2 出納責任者は、事務局次長をもって充てる。

(財産管理者)

第15条 事務局長は、財産管理の事務に当たる者（以下「財産管理者」とい。）を設置し、財産の管理をさせることができる。

2 財産管理者は、事務局次長をもって充てる。

(収入)

第16条 事務局長は、埼玉博連の収入をしようとするときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

2 前項の通知は、請求書を発行することにより行うものとする。ただし、その性質上、請求書により難い収入にあつては、これを省略することができる。

(督促)

第17条 納入義務者が納期限までに納入しないときは、督促をしなければならない。

(支出負担行為)

第18条 事務局長は、支出の原因となるべき契約その他の行為（これを「支出負担行為」という。）をしようとするときは、予算の定めるところに従い、これをし

なければならぬ。

- 2 埼玉県財務規則（昭和38年埼玉県規則第18号。以下「県財務規則」という。）第15条の規定により、支出負担行為兼支出命令書によることができる経費については、支出負担行為と支出命令書を兼ねて行うことができる。

（支出命令）

第19条 事務局長は、支出の命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認したうえでなければこれを命令してはならない。

- (1) 予算の目的に違反していないこと
- (2) 所属年度、支出科目、金額及び債権者に誤りがないうこと。
- (3) 予算額を超過していないこと。
- (4) その他財務に関する規定に違反していないこと。

2 支出の命令は、支出負担行為決議により支出負担行為をしたものについては支出命令書により、その他のものについては支出負担行為兼支出命令書又は精算調書によるものとし、これらの書類には、請求書並びに契約書、その他支出を必要とすることを証明する書類を添付するものとする。ただし、経費の性質上請求書により難いものにあつては、請求書の添付を要しない。

（資金前渡）

第20条 次の各号に掲げる経費については、埼玉博連の事務担当職員をして現金払いをさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

- (1) 式典、講演会その他の会合の場所において支払いを必要とする経費
- (2) 即時支払いをしなければ購入し、利用し、又は使用することができるものの購入等に要する経費

（前渡資金の精算）

第21条 資金前渡を受けた職員は、前渡を受けた資金について、速やかに精算調書を作成し、債権者の領収書を添付して、収支命令権者の確認を受けなければならぬ。

2 精算による残金は、直ちに支出した科目に戻入しなければならない。

（契約）

第22条 売買、貸借、賃借、請負その他の契約は、競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

（契約書の作成）

第23条 契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- (1) 契約当事者
- (2) 契約目的
- (3) 契約金額
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所

(5) 契約保証金

(6) 契約金の支払方法

(7) 契約違反の場合における損害の賠償、違約金の納付その他の措置

(8) 危険負担の特約及び保証期間を必要とするときは、その内容

(9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（契約書の省略）

第24条 契約金額が100万円未満の契約を行う場合は、契約書を省略することができる。この場合において、契約金額が50万円以上の契約するときは、前条に掲げる事項に準じる事項を記載した請書その他これに類する書類を相手方から徴さなければならない。

（随意契約によることができる予定価格）

第25条 次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

（見積書の徴取）

第26条 随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、10万円未満の契約をするとき、又は見積書を徴することが適当でないときは、この限りでない。

2 前項に規定する見積書は、10万円未満の契約をする場合を除き、2人以上から徴取しなければならない。ただし、2人以上の相手方から見積書を徴することが適当でない場合は、この限りではない。

（監督員等の指定）

第27条 事務局長は、契約の適正な履行を確保するため、監督又は検査をする者を指定することができる。

（財産の種類及び意義）

第28条 埼玉博連の財産は、次に掲げるものとし、その意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 金銭 現金
- (2) 債権 金銭の給付を目的とする権利
- (3) 物品 備品及び消耗品

（金銭の保管）

第29条 金銭は、金融機関に預貯金しなければならない。

2 事務局長は、預貯金通帳を定期的に確認するとともに、嚴重に保管しなければならぬ。

(物品の管理)

第30条 事務局長は、財産目録を作成し、常に最善の注意を持ってその管理にあたらなければならない。

(物品の出納)

第31条 物品は、出納の都度、所定の帳簿に記載してこれを管理しなければならない。ただし、消耗品の出納については、帳簿への記載を省略する。

(物品の処分)

第32条 物品は、その本来の用途に供することができないと認められる場合、又は使用目的が終了した場合に不用の決定をし、廃棄、売却、譲渡のいずれかの方法により処分することができる。

(備品の範囲)

第33条 この規程において備品とは、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間使用に耐えるもので、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 一品の取得価格が10万円以上のもの
- (2) 公印

(帳簿)

第34条 事務局長は、次に掲げる帳簿を備え、整理しておかなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 収入予算差引簿
- (3) 支出予算差引簿
- (4) 備品出納簿
- (5) その他必要と認められる帳簿

(証拠書類の保存期間)

第35条 この規程に定める帳簿、その他の書類の保存期間は、会計年度終了後5年間とする。

(職員の賠償責任)

第36条 事務局長若しくは事務局長を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員がこの規程で指定した者か故意又は重大な過失により規定に違反して当該行為をしたこと又は意ったことによ

り崎博連に損害を与えたときも、また同様とする。

(1) 支出負担行為

(2) 支出又は支払

2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

(事故の報告)

第37条 事務局長若しくは事務局長を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、事務局長若しくは事務局長は、直ちにその事実を詳細に記載した書類を作成し、会長へ報告しなければならない。

(自己検査)

第38条 事務局長は、毎月一回以上次に掲げる事項の検査をしなければならない。

- (1) 予算の執行の状況
- (2) 収入の調定及び収納の状況
- (3) 現金の出納保管の適否
- (4) 財産の管理の状況
- (5) 物品の出納保管の適否
- (6) 債権の管理の状況
- (7) 帳簿及び証拠書類の処理の適否

(外部検査)

第39条 事務局長は、年に一回以上前項に掲げる事項の検査を外部職員に検査させなければならない。

(その他)

第40条 この規程に定めるもののほか、崎博連の財務会計事務に関し必要な事項は、県財務規則を準用して処理するものとする。

附則

この規程は、令和4年10月14日から施行する。

令和5年度埼玉県博物館連絡協議会 役員等名簿

令和4・5年度 役員館 (◎印は会長、○印は副会長、◆は監事)

役職	地域	館名	職名	氏名
◎	南部	埼玉県立歴史と民俗の博物館	館長	末木 啓介
	南部	さいたま文学館	館長	銭場 正人
○	南部	さいたま市岩槻人形博物館	館長	田中 裕子
	西部	朝霞市博物館	館長	赤澤 由美子
○	西部	埼玉県立嵐山史跡の博物館	館長	栗岡 眞理子
	西部	新座市立歴史民俗資料館	館長	川端 真実
◆	西部	富士見市立水子貝塚資料館	館長	和田 晋治
	東・北部	羽生市立郷土資料館	館長	阿久津 豊
◆	東・北部	八潮市立資料館	館長	高山 治
	秩父	長瀨町郷土資料館	教育次長	中畝 康雄

令和4・5年度 地域振興支援事業審査委員館

役職	地域	館名	職名	氏名
委員長	事務局	埼玉県立歴史と民俗の博物館	副館長	岡本 健一
委員	南部	さいたま文学館	館長	銭場 正人
委員	西部	朝霞市博物館	館長	赤澤 由美子
委員	東・北部	羽生市立郷土資料館	館長	阿久津 豊
委員	秩父	長瀨町郷土資料館	教育次長	中畝 康雄

令和4・5年度 地域チーフ館

地域	館名	職名	氏名
南部	埼玉県立文書館	学芸員	木暮 咲樹
西部	川越市立博物館	副主幹	平野 寛之
東・北部	埼玉県立さきたま史跡の博物館	主任専門員兼学芸員	君島 勝秀
秩父	埼玉県立自然の博物館	担当部長	加藤 浩一

令和5・6年度 緊急時相互支援検討委員館

地域	館名	職名	氏名
南部	県立近代美術館	学芸員	菊地 真央
西部	埼玉県平和資料館	主査	山田 琴子
東・北部	宮代町郷土資料館	主査兼学芸員	横内 美穂
秩父	秩父美術館・仏教資料館	館長	西 勝寿

令和5・6年度 IT担当館

地域	館名	職名	氏名
南部	川口市立文化財センター分館郷土資料館	主任	杉谷 紗織
西部	富士見市立難波田城資料館	館長	早坂 廣人
東・北部	埼玉県立川の博物館	学芸員	藤田 宏之
秩父	埼玉県立自然の博物館	担当部長	加藤 浩一

令和5年度埼玉県博物館連絡協議会 加盟館園リスト

通番	地域	地域番号	館名	地域別館数	地域別連絡協議会費	通番	地域	地域番号	館名	地域別館数	地域別連絡協議会費						
1	南部地域	1	うらわ美術館	24	96,000	49	東・北部地域	1	春日部市郷土資料館	24	96,000						
2		2	桶川市歴史民俗資料館			50		2	久喜市立郷土資料館								
3		3	川口市立アートギャラリー・アトリア			51		3	幸手市郷土資料館								
4		4	川口市立科学館・サイエンスワールド			52		4	白岡市生涯学習センター歴史資料展示室								
5		5	川口市立文化財センター分館郷土資料館			53		5	草加市立歴史民俗資料館								
6		6	(公財)河鍋暁斎記念美術館			54		6	日本工業大学工業技術博物館								
7		7	木の博物館 木力館			55		7	蓮田市文化財展示館								
8		8	(公財)埼玉県学校給食会 学校給食歴史館			56		8	三郷市立郷土資料館								
9		9	埼玉県防災学習センター			57		9	ミニ博物館 地球&宇宙								
10		10	埼玉県立近代美術館			58		10	宮代町郷土資料館								
11		11	埼玉県立文書館			59		11	八潮市立資料館								
12		12	埼玉県立歴史と民俗の博物館			60		12	神川町文化財展示室								
13		13	さいたま市岩槻人形博物館			61		13	上里町立郷土資料館								
14		14	さいたま市大宮盆栽美術館			62		14	行田市郷土博物館								
15		15	さいたま市立博物館(分館:岩槻郷土資料館、与野郷土資料館、浦和くらしの博物館民家園、旧坂東家住宅見沼くらしっく館、さいたま市立浦和博物館)			63		15	熊谷市立図書館 美術・郷土資料展示室								
16		16	さいたま市立漫画会館			64		16	埼玉県立川の博物館								
17		17	さいたま文学館			65		17	埼玉県立さきたま史跡の博物館								
18		18	SKIPシティ 彩の国ビジュアルプラザ 映像ミュージアム※R5新規			66		18	さいたま水族館								
19		19	鈴木酒造株式会社 酒蔵資料館			67		19	(公財)長島記念館								
20		20	鉄道博物館			68		20	鉢形城歴史館								
21		21	東玉・人形の博物館			69		21	羽生市立郷土資料館								
22		22	戸田市立郷土博物館(分館:彩湖自然学習センター)			70		22	本庄早稲田の杜ミュージアム								
23		23	日本万華鏡博物館			71		23	立正大学博物館								
24		24	蕨市立歴史民俗資料館			72		24	早稲田大学考古資料館								
25	西部地域	1	朝霞市博物館	24	96,000	73	秩父地域	1	埼玉県立自然の博物館	9	36,000						
26		2	跡見学園女子大学花菱記念資料館			74		2	秩父市立荒川歴史民俗資料館								
27		3	入間市博物館 ALIT(アリット)			75		3	秩父錦「酒づくりの森」酒造資料館								
28		4	角川武蔵野ミュージアム			76		4	秩父宮記念三峰山博物館								
29		5	川越市立博物館			77		5	秩父美術館・仏教資料館								
30		6	(公財)原爆の図丸木美術館			78		6	長瀬町郷土資料館								
31		7	埼玉県平和資料館			79		7	武甲山資料館								
32		8	埼玉県立嵐山史跡の博物館			80		8	(一財)やまとーあーとみゅーじあむ								
33		9	坂戸市立歴史民俗資料館			81		9	横瀬町歴史民俗資料館								
34		10	狭山市立博物館			合計			81			324,000					
35		11	城西大学水田美術館			振込手数料込み金額						325,760					
36		12	女子栄養大学香川昇三・綾記念展示室			◆令和4年度退会館 4館											
37		13	(公財)遠山記念館			川越市立美術館(R5.3.31退会)											
38		14	所沢郷土美術館			川越歴史博物館(R5.3.31退会)											
39		15	所沢航空発祥記念館			埼玉伝統工芸会館(R5.3.31退会)											
40		16	滑川町エコミュージアムセンター			(公財)サトエ記念21世紀美術館(R5.3.31退会)											
41		17	新座市立歴史民俗資料館			◆令和5年度新規加盟館 1館											
42		18	飯能市立博物館			SKIPシティ 彩の国ビジュアルプラザ 映像ミュージアム(R5.4.1入会)											
43		19	富士見市立資料館水子貝塚資料館(分館:難波田城資料館)			◆令和5年4月20日現在の加盟館数 81館(分館込み89館)											
44		20	ふじみ野市資料館(大井郷土資料館)／上福岡歴史民俗資料館														
45		21	三芳町立歴史民俗資料館														
46		22	毛呂山町歴史民俗資料館														
47		23	(公財)山崎美術館														
48		24	吉見町埋蔵文化財センター														

新規加盟館の紹介

1 基本情報

SKIP シティ 彩の国ビジュアルプラザ 映像ミュージアム

住所：〒 333 - 0844 川口市上青木3丁目12番63号					
Tel：048-265-2590（事務所直通）、048-265-2500（施設代表） Fax：048-265-2628					
ホームページアドレス： http://www.skipcity.jp/vm/					
Eメールアドレス： v.museum@skipcity.com					
職名	氏名	業務区分	専門分野	勤務形態	緊急時
マネージャー兼チーフキュレーター	鈴木 敏之	● ○	映像	常 勤	正
教育普及担当	江口 亜紀	△	映像（映像教育）	常 勤	
教育普及担当	仲本 有里	○	映像（映像教育）	常 勤	
庶務担当	壺井 友紀	▲		常 勤	
庶務担当	塚田 尚	▲		常 勤	
運営管理担当	増田 晃介	▲		常 勤	
教育普及担当	丸岡 秀樹	△	映像（映像教育）	非 常 勤	

・業務区分

- 学芸員資格を有する学芸担当職員 △ 学芸員資格を有しない学芸担当職員
 ● 学芸員資格を有する管理・庶務担当職員 ▲ 学芸員資格を有しない管理・庶務担当職員

2 展示室の概要

(1) SKIP シティ 彩の国ビジュアルプラザ 映像ミュージアム

- ア 利用時間：午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）
 イ 休館日：月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12/29～1/3）
 ウ 入館料：大人520円、小中学生260円 団体（20名以上）大人410円、小中学生200円
 ※障害者手帳等をお持ちの方（付添1名含む）は無料
 エ 展示内容：映像の歴史や映像制作を参加体験型で楽しく学べる「映像」をテーマとしたミュージアム。映像に関するさまざまなテーマの企画展やワークショップ、イベントも開催している。

令和4年度 緊急時相互支援検討委員会の実施報告について

1 日時（場所）

- 第1回 令和4年6月1日（水） 14:00～15:00（県立歴史と民俗の博物館 2階 会議室）
 第2回 令和4年11月16日（水） 14:00～15:00（県立歴史と民俗の博物館 2階 会議室）

2 委員会の構成 *令和3・4年度

	所属	氏名	地域等
委員長	県立歴史と民俗の博物館	岡本 健一	埼玉博連事務局長
委員	さいたま市立博物館	瀧本 美佳	南部地区
委員	平和資料館	服部 武	西部地区
委員	宮代町郷土資料館	横内 美穂	東・北部地区
委員	秩父美術館・佛教資料館	西 勝寿	秩父地区

事務局：歴史と民俗の博物館（企画担当）

3 報告

- (1) 第1回委員会において、緊急時連絡訓練の内容について検討を行い、令和4年度は大雨による災害を想定して実施することとした。また、県の文化資源課を中心とした「地域の文化財保護に係る県内会合」において、「文化財被害状況報告票」の統一した様式の作成や、「史料ネット」についての意見を募集する動きがあったため、事務局から各委員に対して情報提供及び意見等の収集を行った。
- (2) 令和4年9月1日～9月30日の期間で、緊急時連絡訓練を実施し、加盟館園80施設が参加した。
- (3) 第2回委員会においては、緊急時の連絡体制の課題や改善点について話し合いを行った。また、「地域の文化財保護に係る県内会合」のその後の状況について、事務局から情報提供を行った。

4 情報収集・情報提供

令和4年7月12日に発生した大雨による被害の状況について、事務局から加盟館園あてに一斉メールでの調査を実施した。

その結果、4つの館から被害ありとの回答があったが、いずれも資料への直接の被害はなく、施設に関する被害の報告であったことから、特に埼玉博連としての対応は行わなかった。

5 研修会の実施について *東日本大震災後に3団体で連携して実施。

関係団体と下記のとおり実施した。

名称：令和4年度文化財レスキュー・防災研修会

日時：令和5年2月14日（火）

共催：埼玉県文化財保護協会、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会

会場：さいたま共済会館第1ホール

講演1：「文化財レスキューをとりまく状況」 長野市立博物館 原田学芸員

講演2：「台風19号災害における長野市立博物館の活動」 国立歴史民俗博物館 天野准教授

令和4年度 南部地域活動報告

チーフ館名：埼玉県立文書館

1 会議

名称	開催月日(曜日)	議題	備考(会場等)
第1回 南部地域会議	5月6日(金)	(1) 令和3年度事業報告及び決算について (2) 令和4年度事業計画及び予算案について (3) 令和4年度地域振興支援事業について (4) 企画展・常設展見学	埼玉県立文書館
臨時総会	1月12日(木)	(1) 第1号議案 会則改正(案) (2) 第2号議案 会計規程(案)	書面評決

2 活動・事業等

名称	概要
南部地域研修会	令和4年7月22日(金)実施 「地域史料のデジタル化と活用」 会場 SKIP シティ彩の国ビジュアルプラザ 映像公開ライブラリー ・講義1「彩の国デジタルアーカイブ・映像公開ライブラリーの概要」 (株)デジタルSKIP ステーション 映像公開ライブラリー担当 田村 貴司氏) ・講義2「映像・音声のデジタル化の現状と具体的な方法について」 (株)ヨコシネディーアイエー 営業部課長代理 平沼 重幸氏) ・施設見学 SKIP シティ彩の国ビジュアルプラザ見学 ※埼玉県地域史料保存活用連絡協議会と共催
南部地域見学会	令和5年2月9日(木)実施 会場 角川武蔵野ミュージアム ・講義「角川武蔵野ミュージアム 概要」 (コミュニケーショングループ 山家 いつか氏) ・施設見学

3 その他特記すべき事項

新たに会計規程を作成した。

令和4年度 南部地域 決算報告

チーフ館名： 埼玉県立文書館
令和5年3月23日

1 収入の部（円）

項目	予算額	収入額	比較増減	備考
繰越金	302,240	302,240	0	
地域別連絡協議会費	92,000	92,000	0	
地域振興支援事業補助金	0	0	0	
雑収入	0	1	1	受取利息
計	394,240	394,241	1	

2 支出の部（円）

項目	予算額	支出額	執行残	備考
事務費	1,000	770	230	振込手数料
通信費	5,000	0	5,000	
事業費	200,000	57,324	142,676	7月研修会事務局旅費(1名) 536円 見学会打合せ旅費(2名) 1,144円 2月見学会入館料(2700円×18名) 48,600円 2月見学会会長、事務局旅費(4名) 2,919円 入館料、旅費振込手数料(825円× 5口座) 4125円
予備費	188,240	0	188,240	
計	394,240	58,094	336,146	

3 差引残額

収入済額 394,241 支出済額 58,094 差引残額(次年度へ繰越し) 336,147 円

令和4年度 西部地域活動報告

チーフ館名：川越市立博物館

1 会議

名称	開催月日(曜日)	議題	備考(会場等)
総会	7月20日(水)	① 令和3年度事業報告及び決算について ② 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について ③ 令和4年度役割分担について	川越市立博物館
新規事業作業部会 臨時総会	1月20日(金) 2月17日(金)	事業の方式とスケジュールについて ① 埼博連西部地域会議会則(案) ② 埼博連西部地域会議会計規定(案) ③ 埼博連西部地域会議会計規定様式(案) ④ 令和5年度埼博連補助金の辞退について(案)	川越市立博物館 ※書面開催

2 活動・事業等

名称	概要
前期研修会	※総会開催が遅れたため中止。
後期研修会	※講師とのスケジュール調整がつかず中止(令和5年度に再度開催を予定)。 担当：所沢航空発祥記念館
「催物案内」発行	4月 4～6月号 担当：毛呂山町歴史民俗資料館 7月 7～9月号 担当：山崎美術館 10月 10～12月号 担当：吉見町埋蔵文化財センター 1月 1～3月号 担当：朝霞市博物館

3 その他特記すべき事項

- ・西部地域会議の会則、会計規定等は臨時総会で承認を受け、令和5年4月1日からの施行が決定した。
- ・新規事業検討部会ではデジタルスタンプラリーを実施する方向でまとまりつつある。令和5年度中に各種見積りを取り、令和6年度より実施のスケジュールで検討中。
- ・スタンプラリー実施年度がずれ込んだことによって繰越金使用の目処がつかないため、令和5年度の埼博連補助金は辞退することになった。

令和4年度 西部地域 決算報告

チーフ館名： 川越市立博物館
令和5年2月19日

1 収入の部（円）

項目	予算額	収入額	比較増減	備考
繰越金	681,111	681,111	0	
地域別連絡協議会費	108,000	108,000	0	
地域振興支援事業補助金	0	0	0	
雑収入	10	2,096	2,086	利息、チーフ館会議費用弁償、総会費用弁償戻入
計	789,121	791,207	2,086	

2 支出の部（円）

項目	予算額	支出額	執行残	備考
事務費	5,000	0	5,000	
通信費	3,000	1,364	1,636	郵送料
事業費	600,000	9,666	590,334	費用弁償
予備費	181,121	0	181,121	
計	789,121	11,030	778,091	

3 差引残額

収入済額 791,207 支出済額 11,030 差引残額(次年度へ繰越し) 780,177 円

令和4年度 東・北部地域活動報告

チーフ館名：県立さきたま史跡の博物館

1 会議

名称	開催月日(曜日)	議題	備考(会場等)
令和4年度第1回 総会	令和4年 6月22日(水)	(1) 令和3年度事業報告及び決算報告について (2) 令和4年度 東・北部役員について (3) 東・北部ブロック会則及び会計規程の改訂 について (4) 令和4年度事業計画及び予算案について (5) ブロック加盟館園事業「スタンプラリー」 について (6) その他	県立さきたま 史跡の博物館
令和4年度第1回 地域交流・研修会	令和5年 2月1日(水)	(1) ブロック加盟館園事業「スタンプラリー」 事業報告について (2) 東・北部ブロック会則及び会計規程の改正 について(書面開催臨時総会の案内)	本庄早稲田の 杜ミュージア ム
令和4年度第2回 臨時総会	令和5年 2月10日(金)	(1) 東・北部ブロック会則の改正について (2) 東・北部ブロック会計規程の改正について	書面開催

2 活動・事業等

名称	概要
彩の国ミュージアムス タンプラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・開催時期：令和4年7月20日(水)～11月30日(水) ・開催場所：東・北部ブロック加盟館園24施設 ・参加費：無料 ・参加資格：中学生以下の子ども ・景品配布数：巫女埴輪貯金箱(スタンプ6つ) 321個 シャープペン(スタンプ3つ) 519本 ・台紙配布数：6,179枚
令和4年度第1回 地域交流・研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・講義1「本庄早稲田の杜ミュージアムの設立経緯と現状について」 講師：井上裕一氏(早稲田大学考古資料館学芸員) 松橋由希氏(本庄市教育委員会文化財保護課) ・講義2「神川町文化財展示室の紹介」 講師：北山直人氏(神川町教育委員会生涯学習課) ・見学「第3回本庄早稲田の杜地域連携展示会 児玉・深谷地域の古墳と副葬品」

3 その他特記すべき事項

- ・令和4年度地域振興支援事業補助金採択(スタンプラリー事業)
- ・東・北部ブロック会則・会計規程の改正

令和4年度 東・北部地域 決算報告

チーフ館名： 埼玉県立さきたま史跡の博物館
令和5年2月10日

1 収入の部（円）

項目	予算額	収入額	比較増減	備考
繰越金	34,210	34,210	0	令和3年度予算よりの繰越金
地域別連絡協議会費	100,000	100,000	0	4,000円×25館
地域振興支援事業補助金	160,000	160,000	0	
雑収入	0	0	0	
計	294,210	294,210	0	

2 支出の部（円）

項目	予算額	支出額	執行残	備考
事務費	4,000	0	4,000	
通信費	10,000	11,960	△ 1,960	
事業費	243,100	241,040	2,060	スタンプラリー景品(埴輪貯金箱250個、シャーペン1,000本)の購入(補充)238,150円。事務手数料2,200円。景品郵送費(在庫品不足時の臨時対応)1件690円
予備費	37,110	0	37,110	
計	294,210	253,000	41,210	

3 差引残額

収入済額		支出済額		差引残額(次年度へ繰越し)
294,210	—	253,000	=	41,210 円

令和4年度 秩父地域活動報告

チーフ館名：埼玉県立自然の博物館

1 会議

名称	開催月日(曜日)	議題	備考(会場等)
第1回会議	6月23日(木)	①令和4年度事業計画について ②令和5年度埼玉県博物館連絡協議会地域振興支援事業補助金交付申請について ③その他	【会場】 横瀬町町民会館 1F 小会議室
第2回会議	2月24日(金) (予定)	①会則・会計規程の新設について ②令和4年度事業について ③令和5年度埼玉県博物館連絡協議会地域振興支援事業補助金交付申請について ④令和5年度事業計画について ⑤緊急時相互支援検討委員館、IT担当館の改選について ⑥その他	【会場】 埼玉県立自然の博物館 会議室

2 活動・事業等

名称	概要
広報事業を実施。	①埼博連秩父地域館 HP (自然の博物館 HP 内) の作成 ②自然の博物館公式 twitter でのトピック紹介 ③埼博連秩父地域館コーナーの設置 (自然の博物館内)

3 その他特記すべき事項

会則・会計規程の新設

令和4年度 秩父地域 決算報告

チーフ館名： 埼玉県立自然の博物館
令和5年1月6日

1 収入の部（円）

項目	予算額	収入額	比較増減	備考
繰越金	2,890	2,890	0	
地域別連絡協議会費	36,000	36,000	0	9館×4,000円=36,000円
地域振興支援事業補助金	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
計	38,890	38,890	0	

2 支出の部（円）

項目	予算額	支出額	執行残	備考
事務費	0	0	0	
通信費	0	0	0	
事業費	0	0	0	
予備費	38,890	0	38,890	
計	38,890	0	38,890	

3 差引残額

収入済額 38,890 支出済額 0 差引残額(次年度へ繰越し) 38,890 円

令和4年度 地域振興支援事業審査委員会の実施報告について
(令和4年度事業実績報告・令和5年度事業補助金交付対象の決定)

1 日時（場所）

令和5年2月2日（木）15:00～16:00（県立歴史と民俗の博物館 2階 会議室）

2 委員会の構成 *令和4・5度

	所属	氏名	地域等
委員長	県立歴史と民俗の博物館	岡本 健一	埼玉博連事務局長
委員	さいたま文学館	銭場 正人	南部地区
委員	朝霞市博物館	赤澤由美子	西部地区
委員	羽生市立郷土資料館	根岸 啓之	東・北部地区
委員	長瀬町郷土資料館	中畝 康雄	秩父地区

事務局：歴史と民俗の博物館（企画担当）

3 令和4年度事業採択地域・令和5年度事業申請地域

	所属	氏名	地域等
R4 採択地域チーフ館	埼玉県立さきたま史跡の博物館	別所 鮎実	東・北部地区
R5 申請地域チーフ館	埼玉県立自然の博物館	飯島 俊	秩父地区

4 結果

(1) 令和4年度地域振興支援事業の実績報告について

令和4年度は「彩の国 東・北部ミュージアムスタンプラリー」（申請者：東・北部地域）を実施した。審査の結果、補助金額は160,000円で確定し、返還額はなしとした。

[事業名]令和4年度 彩の国 東・北部ミュージアムスタンプラリー

[報告館]東・北部地域チーフ館（埼玉県立さきたま史跡の博物館）

[実施期間]令和4年7月20日（水）～11月30日（水）

[補助金交付申請額]160,000円

(2) 令和5年度地域振興支援事業補助金交付申請の審査について

申請は「秩父地域館スタンプラリー」（申請者：秩父地域）の1件であった。審査の結果、当該事業が採択された。

[事業名]埼玉県博物館連絡協議会 秩父地域館スタンプラリー

[申請館]秩父地域チーフ館（埼玉県立自然の博物館）

[実施期間]令和5年7月22日（土）～9月24日（日）（予定）

[補助金交付申請額]123,360円

様式1号 ※抜粋

令和4年12月27日

埼玉県博物館連絡協議会会長 様

埼玉県立さきたま史跡の博物館
館長 栗岡 真理子

令和4年度 埼玉県博物館連絡協議会地域振興支援事業補助金実績報告書
下記の事業が終了しましたので関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名称

令和4年度彩の国 東・北部ミュージアムスタンプラリー

2 事業期間

令和4年7月20日（水）～11月30日（水）

3 事業概要

ブロック加盟館園の周遊・利用促進を図るため、スタンプラリーを実施するものです。各加盟館園のスタンプを規定数収集した参加者に、記念品を進呈します。本事業により、県東・北部の広域なエリアでの複数の加盟館園の見学・利用の促進となり、参加者に地域の風土等の理解する機会を提供できます。また、加盟館園間の連携強化にも繋がります。

4 決算額

160,000円

5 事業実施による効果（事業への参加者数等）

スタンプラリー台紙の配布数は6,179枚、景品の配布数はスタンプ3個で交換したのが519個、6個で交換したのが321個、あわせて840個です。台紙の配布数より、少なくとも6,179人に本事業は認知され、少なくとも519人の参加者が3館の加盟館園を、うち321人は6館の加盟館園を利用しました。また、事業の

実施に際し、景品の補充の面では加盟館園館で連携を密に行いました。

採択チーフ館名 埼玉県立さきたま史跡の博物館
担当者名 別所 鮎実
連絡先 住所 埼玉県行田市埼玉 4834
電 話 048-559-1181
e-mail k591111@pref.saitama.lg.jp

別紙2 (様式1号)

収 支 決 算 書

1. 収入の部

区 分	予 算 額	積 算 内 訳
地域振興支援事業 補助金	160,000 円	記念品 (巫女埴輪貯金箱) 製作費
事業費	80,350 円	通常経費より補充
計	240,350 円	

2. 支出の部

区 分	予算額(決算額)	積 算 内 訳
記念品製作費	192,500 円	記念品 (巫女埴輪貯金箱) 製作費 単価 700 円×250 個+税 =192,500 円 (税込)
雑費	1,100 円	振込手数料 (群馬銀行からみずほ銀行)
記念品製作費	45,650 円	記念品 (シャープペン) 購入費 単価 40 円×1000 本+税+送料 =45,650 円 (税込)
雑費	1,100 円	振込手数料 (群馬銀行から埼玉りそな銀行)
計	240,350 円	

様式1号 ※抜粋

令和4年11月4日

埼玉県博物館連絡協議会会長 様

申請者 埼玉県立自然の博物館
代表者 館長 田沼 康雄

令和5年度 埼玉県博物館連絡協議会地域振興支援事業補助金交付申請書

下記の事業を実施したいので、関係書類を添えて、標記補助金の交付を申請します。

記

1 事業名称

埼玉県博物館連絡協議会 秩父地域館スタンプラリー

2 事業期間

令和5年7月22日(土)～9月24日(日)

3 事業概要

秩父地域加盟館9館を巡るスタンプラリーを行う。

9館のうち4館のスタンプを集め、各館でスタンプ台紙と景品「オリジナルフェイスタオル」を交換する。時期を観光客がにぎわう夏季とし、地元の方々のみならず、観光に来た方々に秩父の文化・芸術等を知っていただくとするものである。参加者はスタンプを集める楽しみを感じながら、個性豊かな秩父地域館を回り、各館の魅力を知ることができる。より多くの方に参加していただき、各館の情報発信の機会とする。

4 補助金交付申請額

123,360円

チーフ館名 埼玉県立自然の博物館
担当者名 主席学芸主幹 岩田 明広
企画・広報担当 飯島 俊
連絡先 住所 〒369-1305
秩父郡長瀬町長瀬 1417-1
電話 0494-66-0407
e-mail t6604042@pref.saitama.lg.jp

別紙2 (様式1号)

収 支 予 算 書

1. 収入の部

区 分	予 算 額	積 算 内 訳
地域振興支援事業 補助金	123,360円	必要経費の合計金額(198,250円) から、令和4年度繰越金38,890円 (予定)、令和5年度地域別協議会費 36,000円を差し引いた額
令和4年度繰越金 (予定)	38,890円	
令和5年度 地域別協議会費	36,000円	
計	198,250円	

2. 支出の部

区 分	予 算 額	積 算 内 訳
タオル代	102,000円	340円×300枚
プリント代	35,000円	一式
色上質紙	5,400円	2,000枚入り
のぼり	9,000円	1,000円×9枚
のぼり竿	4,500円	500円×9本
のぼり立て台	21,600円	2,400円×9台
税	17,750円	
通信費等	3,000円	
計	198,250円	

「安心宣言」入館者カード廃止

資料7-1

①【通知文】『埼玉県博物館連絡協議会
彩の国「新しい生活様式」安心宣言』の運用について

埼玉博連第 30号
令和4年11月 9日

埼玉県博物館連絡協議会 会員各位

埼玉県博物館連絡協議会
会長 末木 啓介(公印省略)

『埼玉県博物館連絡協議会 彩の国「新しい生活様式」安心宣言』の運用について

日頃より、埼玉県博物館連絡協議会の運営に御理解と御協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、この度、令和4年9月8日付けで日本博物館協会の「博物館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」が改訂されたことを受け、令和2年5月19日付けで宣言を行いました『埼玉県博物館連絡協議会 彩の国「新しい生活様式」安心宣言』（以下、「安心宣言」と言います。）のうち、「入館者カード等への記入の要請」の運用を下記のとおり変更しますので通知します。

また、埼玉県で定めている『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』につきましても、見直しを検討しているとの通知が埼玉県産業労働部からありました。

そのため埼玉県博物館連絡協議会としましては、今後、『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』の見直しに合わせて安心宣言を改訂することを検討しております。

記

1 運用の変更点

安心宣言の「9 博物館・美術館として次の取組を行います。」のうち、「入館者カード等への記入の要請」につきましては、各館の状況により実施しないことも可とします。

2 開始の時期

各館の状況を踏まえた適切な時期とします。

3 参考

- ・『埼玉県博物館連絡協議会 彩の国「新しい生活様式」安心宣言』
- ・『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』
- ・「博物館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」
- ・業種別ガイドラインの見直し等について（通知）

<問い合わせ先>

埼玉県博物館連絡協議会事務局 担当 金子
(県立歴史と民俗の博物館内)

TEL: 048-645-8171 FAX: 048-645-7321

E-mail: m4108905@pref.saitama.lg.jp

「安心宣言」入館者カード廃止

②『埼玉県博物館連絡協議会 彩の国「新しい生活様式」安心宣言』

埼玉県博物館連絡協議会 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

令和2年5月19日

私たちは、以下の全てのことを遵守することを宣言します。

- 1 三密を徹底的に回避します。
 - 毎時の換気
 - 一定の数以上の入場制限（屋外でお待ちいただくこともあります）
 - 受付や更衣室、喫煙所での密集防止
 - 社会的距離（最低1m（できるだけ2mを目安））の確保
- 2 感染防止の対策を行います。
 - 発熱などの症状がある方の制限
 - 症状のある職員の出勤制限
 - 手洗いや手指の消毒の徹底、手の触れる場所の消毒
 - マスクの着用
 - 共用する物品などの最小化
 - 鼻水・唾液のついたごみはビニール袋に入れて密閉
- 3 安全のための設備にします。
 - 入口等に消毒設備、体温計の設置
 - 対面場所の遮蔽
 - 毎時の換気と消毒の徹底
 - 共通タオルの廃止、ハンドドライヤーの使用中止
- 4 安心に向けた工夫をします。
 - 事前予約の最大限の活用
 - 衣服のこまめな洗濯
- 5 行いません、行わせません。
 - 展示室での大声での会話
- 6 極力制限します。
 - 一度に休憩する人数の制限
 - 対面での食事や会話の制限

- 7 重症化リスクに配慮します。
 - 高齢者や持病のある方への配慮

- 8 新しい働き方に向け努力します。
 - ローテーション勤務、時差通勤

- 9 博物館・美術館として次の取組を行います。
 - 滞在時間や入場人数の制限
 - 入館時の体調のチェック
 - 入館者カード等への記入の要請
 - 間隔を空けた鑑賞の要請
 - 直接手に触れる資料は消毒を徹底

- * その他、(公財)日本博物館協会による「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に沿って対応する。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所の遮蔽
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止、
ハンドドライヤーの使用中止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力 します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤

宣言日： 令和 年 月 日

名 称： _____

※詳細はホームページ（<http://>

）をご覧ください



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

「安心宣言」マスク着脱可、ハンドドライヤー使用可

資料7-2

①【メール本文】安心宣言の見直しについて

【埼博連】『埼玉県博物館連絡協議会 彩の国「新しい生活様式」安心宣言』の見直しについて

2023年01月26日 13時16分14秒

差出人: 埼玉県立歴史と民俗の博物館 企画担当 <m4108905@pref.saitama.lg.jp>
宛先: 企画担当 <m4108905@pref.saitama.lg.jp>
Cc:
添付: 産労政第987-3号 彩の国「新しい生活様式」安心宣言の見直しについて.pdf, 別添1見直し後の「安心宣言」.pdf, 別添2見直し後の「安心宣言」掲示用.pdf, 別添3新旧対照表.pdf, ※参考041109【埼博連】安心宣言の運用変更通知.zip

埼玉県博物館連絡協議会 加盟館園 様
(BCCで送信しています)

いつもお世話になっております。
埼玉県博物館連絡協議会事務局です。

この度、令和4年1月27日付けで『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』(以下、「県の安心宣言」と言います。)の見直しが行われ、別添のとおり埼玉県知事から埼玉県博物館連絡協議会長あてに通知が発出されました。

この見直しにより、特に大きく変更となったのは以下の3点となります。

- ①場面に応じたマスクの着脱が可能となった
- ②ハンドドライヤーが使用可能となった
- ③入館者カードの記入が不要となった
(令和4年1月9日付け埼博連第30号で通知済みのとおり、既に実施しないことも可としています)

これを受け、埼玉県博物館連絡協議会事務局におきまして『埼玉県博物館連絡協議会 彩の国「新しい生活様式」安心宣言』(以下、「埼博連の安心宣言」と言います。)の見直しを含めた対応につきましての検討を行いました。

その結果、早急に対応することが必要なことから、当面、今回お送りした新たな県の安心宣言の最後に『その他、(公財)日本博物館協会による「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に沿って対応する。』と追記したものを埼博連の安心宣言として利用していただきたいと思います。

なお、正式な埼博連の安心宣言につきましては、3月13日に開催される役員会において御検討いただいたうえで決定したいと考えております。

また、国におきまして新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類を「2類相当」から「5類」に変更するという議論が進んでいるということもあり、今後の新型コロナウイルス感染拡大防止のあり方が大きく変更される可能性があります、その際は改めて通知いたします。

以上、ご連絡いたします。
よろしく願いいたします。

埼玉県立歴史と民俗の博物館企画担当 金子
〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4-219
TEL: 048-645-8171 (学芸部)
FAX: 048-640-1964
E-mail: m4108905@pref.saitama.lg.jp(担当メール)
kaneko.masanori@pref.saitama.lg.jp(個人メール)

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- 1 「三つの密」を徹底的に回避します**
 - ・毎時の換気
 - ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
 - ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
 - ・社会的距離の確保
- 2 感染防止の対策を行います**
 - ・発熱などの症状がある方の制限
 - ・症状のある従業員の出勤制限
 - ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
 - ・適切なマスクの正しい着用と場面に
応じた適切な着脱
 - ・共用する物品などの最小化
 - ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉
- 3 安全のための設備にします**
 - ・入口等に消毒設備、体温計の設置
 - ・対面場所における、空気の流れを阻害
しないパーティション(アクリル板・
ビニールカーテン等)の設置
 - ・毎時の換気と消毒の徹底
 - ・共通タオルの廃止
- 4 安心に向けた工夫をします**
 - ・事前予約の最大限の活用
 - ・衣服のこまめな洗濯
- 5 行いません、行わせません**
 - ・閉鎖空間での激しい運動や大声
- 6 感染対策に特に留意します**
 - ・一度に大人数が休憩する場面
 - ・対面で食事や会話をする場面
- 7 重症化リスクに配慮します**
 - ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)
- 8 新しい働き方に向け努力します**
 - ・在宅勤務やオンライン会議
 - ・ローテーション勤務、時差通勤

業種別宣言

※その他、(公財)日本博物館協会による「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に沿って対応する。

宣言日： 令和5年1月26日

名 称： 埼玉県博物館連絡協議会



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

「安心宣言」マスク着脱可、ハンドドライヤー使用可

③産労政第987-3号 彩の国「新しい生活様式」安心宣言の見直しについて

産労政第987-3号
令和4年12月27日

業種団体の長様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

彩の国「新しい生活様式」安心宣言の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、彩の国「新しい生活様式」評議会を書面開催し、その結果、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言（共通）」（以下、「安心宣言」という。掲示用の「安心宣言」含む）の内容を一部見直しました。

また、国からの事務連絡に基づき、パーティション等の設置等について、一部補足事項を追記しました。

業種団体の皆様におかれましては、見直し後の「安心宣言」又は「安心宣言（掲示用）」に沿った内容に宣言書を見直しいただくようお願い申し上げます。

なお、業種別「安心宣言」認定団体の皆様におかれましては、今回の「安心宣言」又は「安心宣言（掲示用）」の見直しに係る部分については、変更申請していただく必要はございません。

記

1 送付資料

- (1) 見直し後の「安心宣言」・・・別添1
- (2) 見直し後の「安心宣言」掲示用・・・別添2
- (3) 新旧対照表・・・別添3

2 安心宣言ホームページ

- (1) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に取り組みましょう！！
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen.html>
- (2) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言の認定団体について
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen_dantai.html

担 当：産業労働部経済対策担当
電 話：048-830-3763
Eメール：a3710_16@pref.saitama.lg.jp

「安心宣言」マスク着脱可、ハンドドライヤー使用可

④別添1見直し後の「安心宣言」

(令和4年12月27日改正)

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

私たちは、以下のすべてを遵守することを宣言する

1. 「三つの密」を徹底的に回避します

<密閉>

- ・ 施設の換気（機械換気による常時換気又は窓開け換気（可能な範囲で2方向））
※いずれの場合も、
必要な換気量目安：1人当たり換気量 30 m³/時
二酸化炭素濃度目安：おおむね 1,000ppm 以下

<密集>

- ・ 感染防止のための入場者の整理（入場制限や屋外で一定の間隔を保持した状態での待機）
- ・ 受付やレジ、更衣室、喫煙所での混雑の回避、必要な場合には屋外での待機

<密接>

- ・ 適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱（従業員及び入場者に対する周知）
※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる
- ・ 人と人との社会的距離（1m以上できるだけ2mを目安）の確保

2. 感染防止のための対策を行います

- ・ 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入場制限
- ・ 発熱又はその他の感冒様症状を呈している従業員等は即時の自宅待機
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所の最小限化
- ・ 複数の人の手が触れる場所の消毒
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の洗浄消毒、あるいは使い捨て製品の利用
- ・ 手洗いや手指の消毒の徹底
- ・ ごみを回収する際のマスクと手袋の着用
- ・ 鼻水、唾液がついたごみはビニール袋に入れて密閉
- ・ マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
- ・ 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
- ・ 通常清掃後、不特定多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒

3. 安全のための設備にします

- ・ 施設の消毒
 - ・ 入口及び施設内などに手指消毒のための設備・薬品の配置
 - ・ 入口などに発熱者を発見するための体温計の設置
 - ・ 人が対面する場所における、空気の流れを阻害しないパーティション（アクリル板・ビニールカーテン等）の設置
 - ※飲食時においては、少人数の家族や日常的に接している知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く
 - ・ ペーパータオルの設置又は個人用タオルの準備（共通タオル禁止）
4. 安心に向けた工夫をします
- ・ 常時換気の努力
 - ・ テーブルや椅子などの共用物品の定期的な消毒
 - ・ 従業員が使用する休憩スペースでの入退室の前後の手洗いの徹底
 - ・ インターネットを活用した事前予約に努め、密集を回避
 - ・ ユニフォームや衣類のこまめな洗浄
 - ・ 応援や歌など、大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底やマスクの着用等に留意
5. 行いません、行わせません
- ・ 閉鎖空間での激しい運動や大声の回避
6. 感染対策に特に留意します
- ・ 一度に大人数が休憩する場面
 - ・ 対面で食事や会話をする場面
7. 重症化リスクに配慮します
- ・ 高齢者や持病のある方に対し、慎重で徹底した対応を検討し実施（例：高齢者が利用できる時間帯の設定など）
8. 新しい働き方に向け努力する
- ・ 在宅勤務、ローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議等の実施

「安心宣言」マスク着脱可、ハンドドライヤー使用可
⑤別添2見直し後の「安心宣言」掲示用

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 「三つの密」を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・適切なマスクの正しい着用と場面に
応じた適切な着脱
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所における、空気の流れを阻害
しないパーティション(アクリル板・
ビニールカーテン等)の設置
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 感染対策に特に留意します

- ・一度に大人数が休憩する場面
- ・対面で食事や会話をする場面

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力 します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっちゃん」

宣言日：令和 年 月 日

名称： _____

※詳細はホームページ(<http://>)

をご覧ください

「安心宣言」マスク項目の廃止

①【通知文】『埼玉県博物館連絡協議会
彩の国「新しい生活様式」安心宣言』の運用について

埼玉博連第46号
令和5年3月10日

埼玉県博物館連絡協議会 会員各位

埼玉県博物館連絡協議会
会長 末木 啓介(公印省略)

「埼玉県博物館連絡協議会 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の見直しについて

日頃より、埼玉県博物館連絡協議会の運営に御理解と御協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、このたび埼玉県知事から、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言の見直しについて」が「安心宣言」認定団体の長あてに発出され、マスク着用の見直し等が行われました。

これを受け、埼玉県博物館連絡協議会におきましても、現行の「埼玉県博物館連絡協議会 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の見直しを行うこととしましたので通知します。

記

- 1 見直し後の「埼玉県博物館連絡協議会 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」について
別添「埼玉県博物館連絡協議会 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」のとおり

※見直しの内容

- ・「社会的距離の確保」を「触れ合わない距離での間隔の確保」に変更
- ・「適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱」の削除

ただし、各館園の判断により入館者又は職員等にマスクの着用を求めることは許容されるものとします。

- 2 新たな安心宣言の開始の時期
令和5年3月13日からとします。

- 3 参考
 - ・産労政第1206-2号「彩の国『新しい生活様式』安心宣言の見直しについて」
 - ・現行の「埼玉県博物館連絡協議会 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」

<問い合わせ先>

埼玉県博物館連絡協議会事務局 担当 金子
(県立歴史と民俗の博物館内)

TEL: 048-645-8171 FAX: 048-645-7321

E-mail: m4108905@pref.saitama.lg.jp

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- 1 「三つの密」を徹底的に回避
します
 - ・毎時の換気
 - ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
 - ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
 - ・触れ合わない距離での間隔の確保
- 2 感染防止の対策を行います
 - ・発熱などの症状がある方の制限
 - ・症状のある従業員の出勤制限
 - ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
 - ・共用する物品などの最小化
 - ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉
- 3 安全のための設備にします
 - ・入口等に消毒設備、体温計の設置
 - ・対面場所における、空気の流れを阻害
しないパーティション(アクリル板・
ビニールカーテン等)の設置
 - ・毎時の換気と消毒の徹底
 - ・共通タオルの廃止
- 4 安心に向けた工夫をします
 - ・事前予約の最大限の活用
 - ・衣服のこまめな洗濯
- 5 行いません、行わせません
 - ・閉鎖空間での激しい運動や大声
- 6 感染対策に特に留意します
 - ・一度に大人数が休憩する場面
 - ・対面で食事や会話をする場面
- 7 重症化リスクに配慮します
 - ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)
- 8 新しい働き方に向け努力します
 - ・在宅勤務やオンライン会議
 - ・ローテーション勤務、時差通勤

業種別宣言

※その他、(公財)日本博物館協会による「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に沿って対応する。

宣言日： 令和5年3月13日

名称： 埼玉県博物館連絡協議会



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

安心宣言の終了

①埼玉博連通知文

埼玉博連第 2 号

令和5年 4月 5日

埼玉県博物館連絡協議会 会員各位

埼玉県博物館連絡協議会
会長 末木 啓介(公印省略)

「埼玉県博物館連絡協議会 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」について

日頃より、埼玉県博物館連絡協議会の運営に御理解と御協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、このたび埼玉県知事から、産労政第1316-3号「彩の国『新しい生活様式』安心宣言について」が「安心宣言」認定団体の長あてに発出され、令和5年5月8日以降の県の「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の制度の終了が通知されました。

これを受け、埼玉県博物館連絡協議会におきましても、現行の「埼玉県博物館連絡協議会 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の制度の終了を行うこととしましたので通知します。

記

- 1 「埼玉県博物館連絡協議会 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」について
特段の事情がない限り、現行の別添「埼玉県博物館連絡協議会 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の制度を終了します。
- 2 終了の時期
令和5年5月7日
- 3 参考
 - ・現行の「埼玉県博物館連絡協議会 彩の国『新しい生活様式』安心宣言」
 - ・産労政第1316-3号「彩の国『新しい生活様式』安心宣言について」
 - ・「感染防止対策のお願い」チラシ

<問い合わせ先>

埼玉県博物館連絡協議会事務局 担当 金子
(県立歴史と民俗の博物館内)

TEL: 048-645-8171 FAX: 048-645-7321

E-mail: m4108905@pref.saitama.lg.jp

安心宣言の終了

②産業労働部通知文

産 労 政 第 1316-3号
令和 5 年 3 月 2 4 日

「安心宣言」認定団体の長 様

埼玉県知事 大野元裕（公印省略）

彩の国「新しい生活様式」安心宣言について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、特段の事情がない限り、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症を 5 類感染症に位置づけることとし、これに伴い業種別ガイドラインも廃止されることから、5 月 8 日以降は各事業者が自主的な感染対策に取り組むこととなります。

こうした国の方針を踏まえ、本県においても、5 月 7 日をもって、彩の国「新しい生活様式」安心宣言の制度を終了することといたします。

認定団体の皆様には、これまでの感染防止対策の取組に心から感謝申し上げます。

つきましては、別添のチラシを活用し、貴団体の会員及び関係事業者の皆様に、周知くださるようお願いいたします。

記

1 送付資料

チラシ「感染防止対策のお願い」

2 安心宣言ホームページ

(1) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に取り組みましょう！！

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen.html>

(2) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言の認定団体について

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen_dantai.html

担 当：産業労働部経済対策担当

電 話：048-830-3763

Eメール：a3710-16@pref.saitama.lg.jp

安心宣言の終了

③「感染防止対策のお願い」チラシ



彩の国
埼玉県

安心宣言に取り組む事業者の皆様へ

感染防止対策のお願い

- 事業者の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力いただき、心から感謝申し上げます。
- マスク着用の考え方が見直されるなど経済活動の正常化が進んできております。
- また、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に移行した場合、これまでお願いしてきた各種の制限がなくなり、彩の国「新しい生活様式」安心宣言の制度も終了となります。
- これまでご協力いただき、ありがとうございました。
※ 5月8日以降、「安心宣言」の貼り紙は、おはがしいたいで結構です。

埼玉県からのお願い

- 5月8日以降も、感染リスクがなくなるわけではありません。感染拡大を防ぎ、営業活動が継続できるよう、引き続き、効果的な換気、手洗いの手指衛生など必要な感染防止対策をお願いします。今後、感染状況によっては新たなお願いをする場合もあります。
- 県では、国や業界団体が提供する情報を県ホームページに随時、掲載してまいりますので、ご確認をお願いします。

お問い合わせ

埼玉県産業労働部経済対策担当
048-830-3763



教文資第1612-2号
令和5年3月6日埼玉県博物館連絡協議会長
埼玉県地域史料保存活用連絡協議会長
埼玉県文化財保護協議会長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部文化資源課長（公印省略）

非常災害に備えた県内文化財防災体制強化を巡る方向性について（依頼）

日頃、当県の文化財保存活用事業について御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、東日本大震災を契機に文化財防災センター（当時、文化財防災ネットワーク推進本部、同推進室）における地域防災ネットワークの確立促進に向けた取り組みのもと、平成30年度から県内文化財関係団体らが集う県内会合を開催して、県内の文化財防災体制の連携体制構築を模索して参りました。

このたび、これまでの意見交換を基に、下記目的と方向性をまとめたところです。そのうえで、県内の文化財防災体制強化に向けた第一歩として、平時および災害時における情報共有体制（ネットワーク）の構築を図りたいと考えております（【別紙2】参照）。

つきましては、貴会におかれましても、当課案について御検討いただきたく、よろしく願いいたします。

記

1 目的

- ・県内の文化財関係者ならびに団体による全県的な相互支援体制の構築。
- ・情報の一元化による、被災対応、復興支援対応を迅速に行うための体制の構築。

2 方向性

- ・平時および災害時における情報共有体制（ネットワーク）の構築を推進
- ・災害時における相互支援体制の構築を推進
- ・職員を対象とした共同研修会等の実施、県内文化財所有者向け啓発など防災体制を強化

3 検討依頼事項

- ・下記情報共有体制の強化案に対する意見集約（【別紙2】参照）
 - ①円滑な支援体制・情報共有のため、県（文化資源課）による被害情報の集約
 - ②被害情報集約に伴う負担軽減のため、県内における被害情報様式の統一

4 全体像と今後の流れ

- ・各団体内からの御意見・御要望は県内会合を通じて共有のうえ、反映させていく予定です。
- ※詳細は【別紙1】参照

担当：埼玉県教育局文化資源課
文化財活用・博物館担当 高田
電話 048-830-6986
E-mail a6910-07@pref.saitama.lg.jp

②【別紙1】非常災害に備えた県内文化財防災体制強化を巡る方向性

非常災害に備えた県内文化財防災体制強化の考え方について

1、背景

- ・近年における災害の激甚化に伴い、災害に伴う被害も広域かつ大規模に発生する傾向にある。地域に残る文化財、博物館施設及び収蔵資料にも被害が及んでおり、特に全国で多発する集中豪雨等による越水・浸水害ならびに土砂災害は本県にとっても無縁ではない。また、今後30年間で70%の確率で発生すると予想される首都直下地震では、県内に震度6弱から震度7に及ぶ揺れが生じると見込まれており、2011年の東日本大震災を上回る被害をもたらされる恐れがある。
- ・本県でも、今後も大規模災害による文化財・博物館への被害が起こりうるものとの想定のうち、県内の文化財関係者ならびに団体にあっては、平生から災害に伴う被害発生の予防、また災害発生時の被害を最小に抑えるための取り組みを共同して進めていく必要がある。
- ・また、これまでに発生した大規模災害による被害への対応では、館単位、団体単位を超え、都道府県、時に全国レベルで展開しており、平時からの広範な情報共有・連絡体制の整備が必要不可欠となっている。

2、目的

- ① 万が一の事態に備え、県内の文化財関係者ならびに団体による全県的な相互支援体制の構築。
- ② 情報の一元化による、被災対応、復興支援対応を迅速としうる体制の構築。

3、方針

- ・県内における文化財関係団体・機関である、県文化資源課（文資課）・市町村文化財保護行政主管課（市町村）・埼玉県博物館連絡協議会（埼玉博連）・埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（埼玉史協）・文化財保護協会（文保協）に加え、一般財団法人埼玉建築士会らが協力のうえ、
 - ① 平時および災害時における情報共有体制（ネットワーク）の構築を推進
 - ② 災害時における相互支援体制の構築を推進
 - ③ 職員を対象とした共同研修会等の実施、県内文化財所有者向け啓発など防災体制を強化について協力していくことで、県内により堅固な防災体制を構築する。

4、具体的な取り組み（案）

- ・上記方針にて掲げた3点に関する具体的な取り組みの予定は、以下のとおり。
 - ① 平時および災害時における情報共有体制（ネットワーク）の構築を推進
 - ➡ 文資課、埼玉博連、埼玉史協、文保協、建築士会による定期的な県内会合を実施（実施中）
※各団体の防災を巡る活動についての情報共有、県内防災体制構築にかかる意見集約・調整窓口として機能
 - ➡ 災害時の被害状況照会のスリム化（検討事項 【別紙 STEP 1】）
※各機関・団体間の情報共有がスムーズとするため。また、事前に統一された様式を用意することで災害時の照会対応にかかる負担低減を図る。
※市町村文化財保護行政主管課・埼玉史協会員・文保協宛ての被害状況照会は、災害時の負担軽減のため、文化資源課が窓口となり一括して発出する。
 - ➡ 災害時における被災情報共有体制の整備（検討事項 【別紙 STEP 2】）

※各団体が収集していた災害情報を文資課に集約。文資課では集約した県内の被害情報を国（文化庁、文化財防災センター等）に提供のうえ、必要な支援・助言が円滑にうけられるよう、窓口の役割を務める。

②災害時における相互支援体制の構築を推進

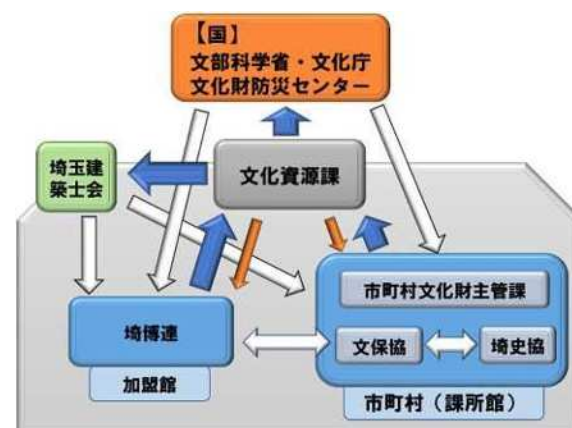
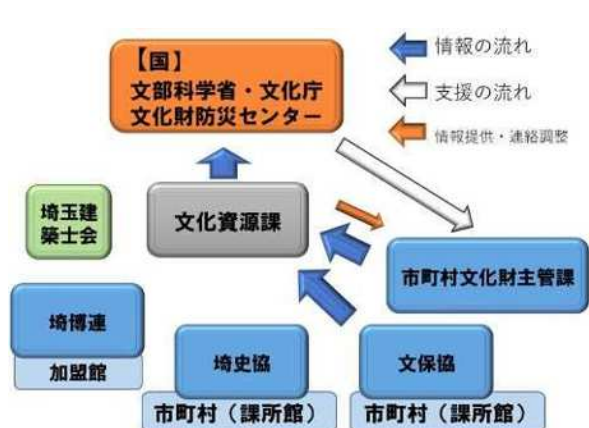
➡ 将来的な検討事項

※今後、県内会合を通じて具体的な相互支援（出来ること、すべきこと）の中身について協議を進める予定

③職員を対象とした共同研修会等の実施、県内文化財所有者向け啓発など防災体制を拡充

➡ 将来的な検討事項

※文保協・埼玉協・埼玉博連で開催する文化財防災レスキュー研修会等の活用、文化財所有者向けの防災啓発パンフ・チラシ等の作成



・ これまでは各団体が個別に災害時対応をとる仕組み。
 ・ 文資課を含めて団体間の連携（情報共有）は非常に限定的。

・ 各団体個別の災害時対応を活かしつつ、県内会合を通じて防災体制の強化を図る。
 ※平時からのネットワークの構築。
 ※災害時の情報共有、相互支援など
 ・ 災害時にはネットワークを活用して支援を円滑に受けられる体制に。

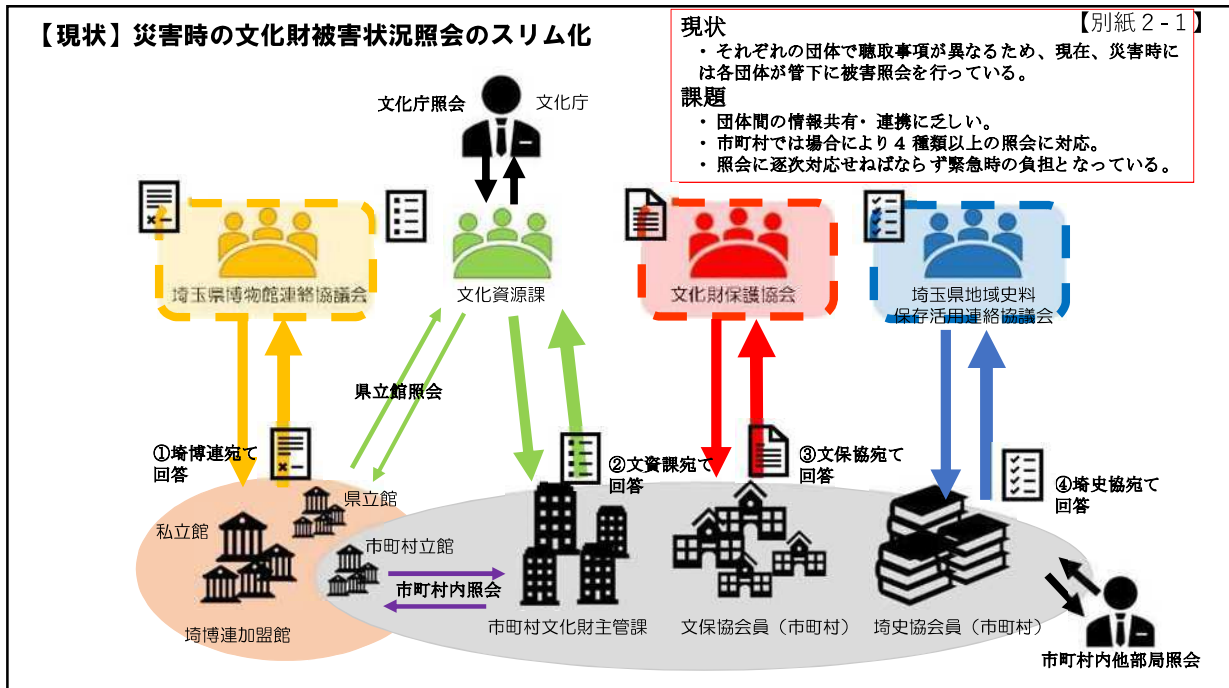
5、今後の流れ（見込）

- ・ 県（文化資源課）案の提示（3月）
- ・ 各文化財関係団体内における検討（令和5年内）
- ・ 県内会合を通じた修正とフィードバック（7月、2月 ※見込）
- ・ 合意案の作成（令和5年度内）
- ・ プレ運用（令和6年度）

非常災害に備えた県内文化財防災体制強化を巡る方向性について

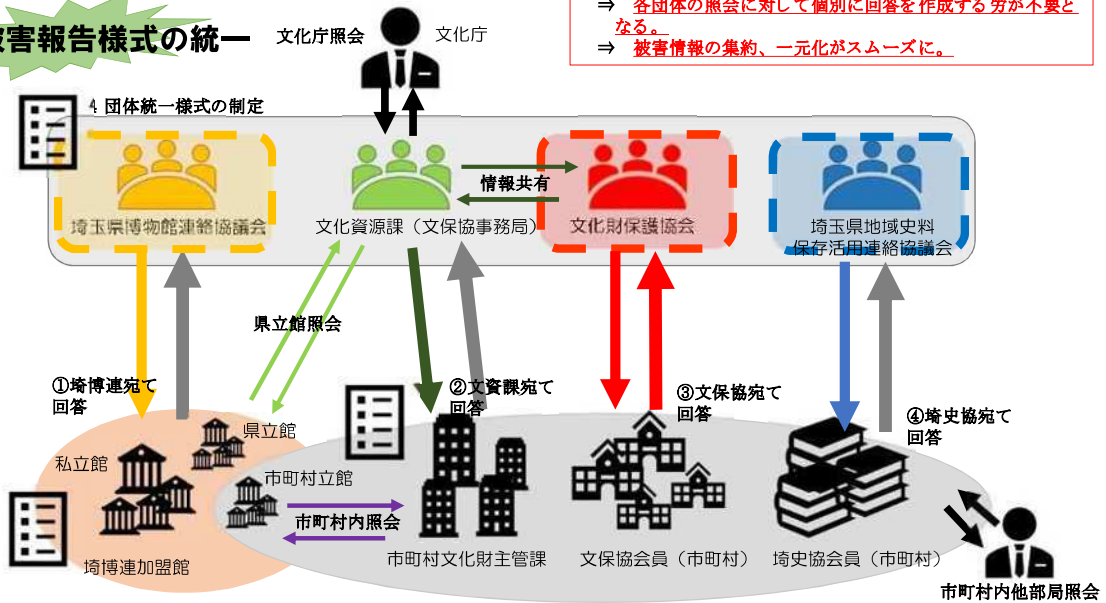
③【別紙2-1】 県内文化財防災体制強化のスキームと具体案

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時には各団体が管下に被害照会を実施 ◆ 被害状況は各団体が管理し、個別に被災対応 ◆ 現状では各団体の災害時の連携は未整備 	<p>STEP 1 【別紙2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各団体で用いる被害様式の統一 (連携体制の強化) <ul style="list-style-type: none"> ➔ 災害時の事務負担軽減、情報共有時の利便性向上 ※<u>但し、回答先数は変わらず</u> ✓ 各団体宛てに様式統一について打診。概ね了承 ※回答先となる窓口の一元化について要望あり
<p>STEP 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況の周知と支援の依頼 (情報の共有と支援) <ul style="list-style-type: none"> ➔ 文資課は集約した情報を国関係機関に提供のうえ、円滑な支援が受けられるよう努める。 ➔ 文資課から各団体へ被害状況の周知と支援の呼びかけ ● 団体間支援の体制整備 (連携体制の強化) <ul style="list-style-type: none"> ➔ 団体間を跨ぐ人・カネ・モノ等直接的な支援体制は課題。まずは被災時の相互協力の確認と可能な範囲での合意を得たい □ 各団体内で情報共有と協力について了解を得る □ 具体的な支援にまで踏み込む場合には協定書の締結等 	<p>STEP 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 窓口（照会元）の集約 (連携体制の強化) <ul style="list-style-type: none"> ➔ 文資課、埼玉史協、文保協の被害状況の照会、取りまとめ窓口を文資課に一本化。3団体間で情報共有（会員が市町村のため可能） ● 被災情報の集約 (情報の一元化) <ul style="list-style-type: none"> ➔ 埼玉博連加盟館の被害状況も文資課へ提供 ➔ 文資課が県内団体の被害状況を把握 □ 文化資源課による県内被害状況集約の是非 □ 文化資源課が埼玉史協、文保協の取りまとめ役となる点について要了解 □ 埼玉博連被害状況の文資課提供について要了解



【STEP 1】災害時の文化財被害状況照会のスリム化

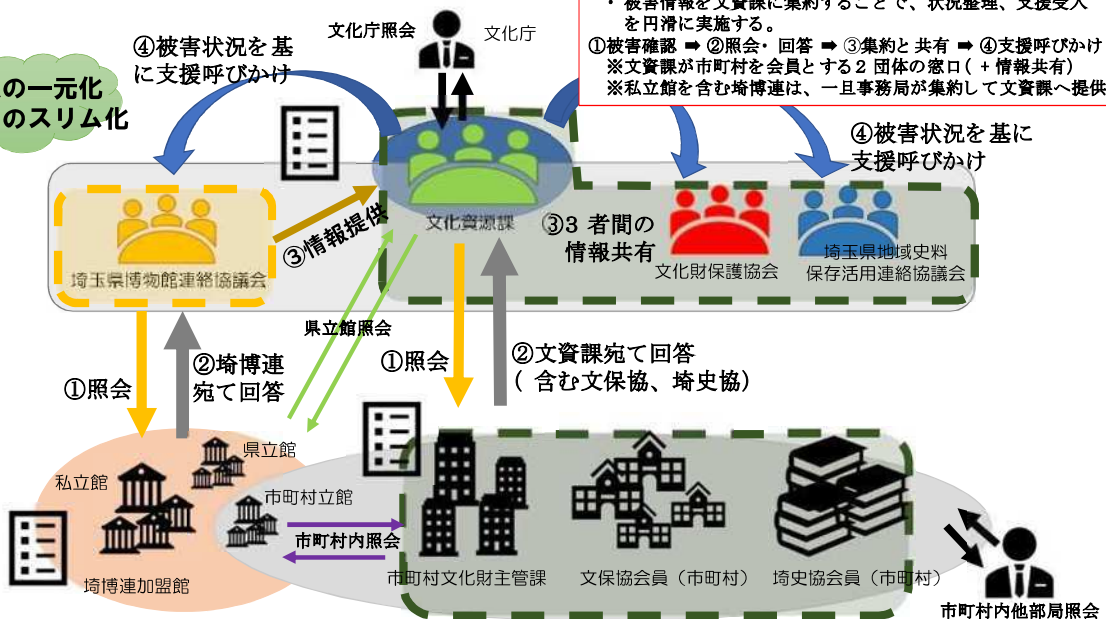
・被害報告様式の統一



【別紙2-1】
 目的
 ・県内文化財団体間で統一様式制定を制定。
 ⇒ 各団体の照会に対して個別に回答を作成する労が不要となる。
 ⇒ 被害情報の集約、一元化がスムーズに。

【STEP 2】災害時の文化財被害情報の一元化

・情報の一元化
 ・窓口のスリム化

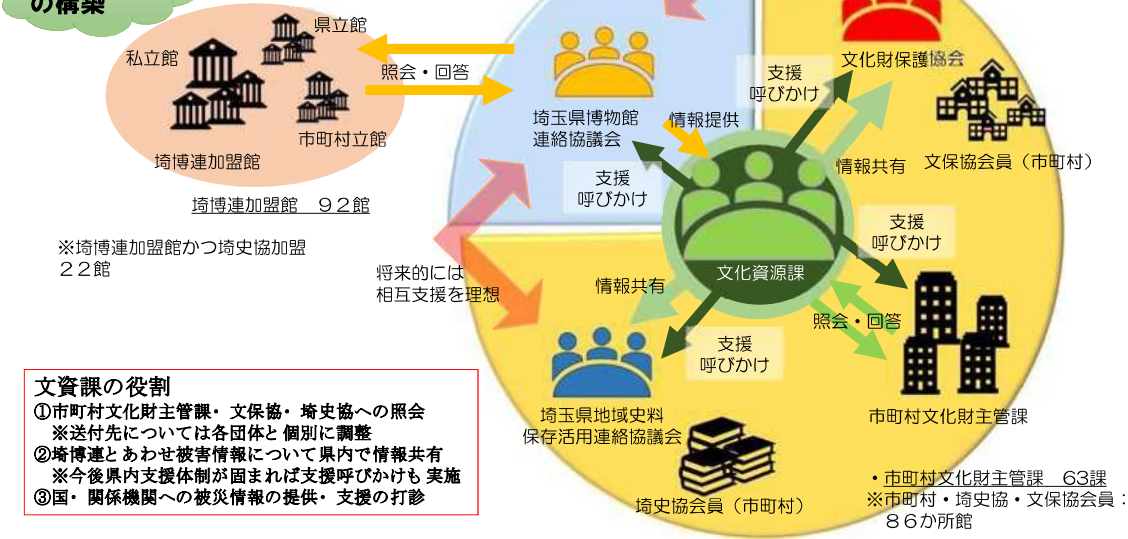


【別紙2-1】
 目的
 ・被害情報を文資課に集約することで、状況整理、支援受入を円滑に実施する。
 ①被害確認 ⇒ ②照会・回答 ⇒ ③集約と共有 ⇒ ④支援呼びかけ
 ※文資課が市町村を会員とする2団体の窓口(+情報共有)
 ※私立館を含む埼玉博連は、一旦事務局が集約して文資課へ提供。

【STEP3】将来的な災害時のスキーム案

【別紙2-1】

相互支援体制の構築



非常災害に備えた県内文化財防災体制強化を巡る方向性について

④【別紙2-2】 具体案【被害情報回答様式の統一】 災害に伴う文化財被害状況報告票 ver2

(災害名) に伴う被害状況報告票【館施設・設備被害用シート】

市町村・課所館名 _____ 回答者名 _____ 報告日 _____ 年 月 日

- ・本票は、県文化資源課、文化財保護協会、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会、埼玉県博物館連絡協議会、埼玉県博物館連絡協議会共通の被害状況報告票です。
- ・各市町村・館施設等では、予め本票を備えるものとし、災害による被害を確認し次第、本票に適宜記入のうえ、上記機関・団体からの照会への御回答にご利用下さい
- ・本シートは、**博物館などの施設に被害があった場合**に被害状況を記入するためのものです。

※**館内収蔵の資料、自治体内所在の指定・未指定文化財に被害があった場合には別シート【館収蔵資料・文化財被害状況】**に被害状況と対応状況を記入してください。

・被害状況は、新入の被害が確認でき次第、**新追加記入**していただく場合があります。記入欄が足りなくなったら、場合によっては追加記入してください。

【館施設・設備被害状況】

地域名	館施設名	被害区分		施設被害状況		対応状況		情報提供可能な範囲		報道対応	確認日	確認時間	備考
		建物・施設等	設備等	事務室内壁面にクラック発生	写真撮影による記録	写真撮影による記録	写真撮影による記録	国(文科学・文化庁)まで共有可能	国(文科学・文化庁)まで共有可能				
※参加団体の定められている場 例	〇〇博物館	建物・施設等	設備等	事務室内壁面にクラック発生	写真撮影による記録	写真撮影による記録	写真撮影による記録	国(文科学・文化庁)まで共有可能	国(文科学・文化庁)まで共有可能	提供可能	2022/10/22	16:30	被害の類報がある場合は、どんどん
	同上	建物・施設等	設備等	停電による収蔵庫空調の停止	期間を極力抑えて庫内環境を維持	期間を極力抑えて庫内環境を維持	期間を極力抑えて庫内環境を維持	国(文科学・文化庁)まで共有可能	国(文科学・文化庁)まで共有可能	提供可能	2022/10/23	8:30	
	南部地区	無し	無し	無し	無し	無し	無し	確認中につき保留	確認中につき保留	非公開	2023/1/13	10:00	情報提供については確認後改めて回答

【留意事項】

- 【地域名】 参加団体が定められている場合は記入ください。
- 【館施設名】 館・施設名を記入ください。
- 【被害区分】(ブルダウ)区分は、「無し」「建物・施設」または「その他」に分けて記入ください。館蔵資料については別シート【文化財・館蔵資料被害状況】に記入
- 【被害状況】被害の状況について、被害がある場合には簡潔に記入ください。
- 【対応状況】被害への対応状況について簡潔に記入ください。
- 【情報提供時の範囲】(ブルダウ)被害状況について、どこまで情報提供してよいかを伺うものです。共有可能な範囲について記入ください。
- 【報道対応】マスコミなど報道に対して公開の可否を伺うものです。
- 【確認日】【確認時間】確認・対応された日時を記入ください。時間についてはおおよその時間で構いません。
- 【備考】 補足事項などありましたら御記入ください。

※博物館等施設の方へ

- ⇒ 館の施設・設備以外に「館内収蔵の資料」に被害があった場合は、別途別シート【館収蔵資料・文化財被害状況】に記入下さい
- ⇒ 市町村文化財主管課の方へ
- ⇒ 「管内所在の文化財」に被害があった場合は、別シート【館収蔵資料・文化財被害状況】に記入ください。

(災害名) に伴う文化財被害状況報告票【館収蔵資料・文化財被害用シート】

市町村・課所 報告日 年 月 日

・本票は、県文化資産課、文化財保護協会、埼玉県地域史料保存活用推進協議会、埼玉県博物館運営協議会、埼玉県博物館協議会共通の被害状況報告票です。
 ・各市町村・館施設等では、予め本票を備えるものとし、災害による被害を確認し次第、本票に適宜記入のうえ、上記機関・団体からの照会への御回答に利用下さい。
 ・本シートは、**館内所蔵の資料、自治体内所在の文化財に被害があった場合**に被害状況を記入するためのものです。
※遺物類など文化財収蔵庫の施設に被害があった場合は別シート【館施設被害状況】に被害状況を記入してください。

・被害状況は、新たな被害が確認でき次第、**被害に追加記入**していただくことが、入力欄が空りなくなりつつ、総合は素に行な追加して御記入いただけます。
★本シートに記入していただいた情報は、消滅・被害等が受けられるよう文化資産課を通じて、原則文化庁及び国立文化財機構文化財防災センターに報告
します。

①【国指定文化財】「国登録文化財」「日本遺産」「歴史の道」の被害状況 ⇒ 文化庁
 ②上記①および「県指定文化財」「市町村指定」「未指定」の被害状況 ⇒ 文化財防災センター
※提供不可の情報がありますら、【情報提供の範囲】にその旨を御記入ください。

【館収蔵資料・地域文化財被害状況】

※あくまで被害状況を把握するためのもので、補助金交付を確約するものではありません。

No.	指定区分	種別	所有者	資料・文化財名称	被害状況	対応状況	国・県指定品の場合のみ記入		報道対応	確認日	施設時間	収蔵要請の有無(例)	
							国庫補助希望	県庫補助希望				要/不要	要/不要
1	日本遺産	〇〇市	●●地区	●●地区	●●地区	●●地区	〇	100万円	国・文科省・文化庁まで共有	2022/10/22	16:30	要/不要	要/不要
2	史跡	△△町	△△町	△△町	△△町	△△町	〇	30万円	国・文科省・文化庁まで共有	2023/1/13	16:45	要/不要	要/不要
3	名勝	△△町	△△町	△△町	△△町	△△町	〇	未定	国・文科省・文化庁まで共有	2023/1/13	17:15	要/不要	要/不要
4	史跡歴史の道	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	〇	500万円	国・文科省・文化庁まで共有	2023/1/14	9:30	要/不要	要/不要
5	古文書	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	〇	未定	県文化資産課まで共有可能	2023/1/15	10:30	要/不要	要/不要
6	書画・絵巻・尺牘	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	〇	未定	県文化資産課まで共有可能	2023/1/15	10:30	要/不要	要/不要
7	書画・絵巻・尺牘	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	〇	未定	県文化資産課まで共有可能	2023/1/15	10:30	要/不要	要/不要
8	書画・絵巻・尺牘	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	〇	未定	県文化資産課まで共有可能	2023/1/15	10:30	要/不要	要/不要
9	書画・絵巻・尺牘	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	〇	未定	県文化資産課まで共有可能	2023/1/15	10:30	要/不要	要/不要
10	書画・絵巻・尺牘	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	●●が個人	〇	未定	県文化資産課まで共有可能	2023/1/15	10:30	要/不要	要/不要

被害の補償がある場合は、ごんごん

収蔵資料・文化財に被害があり、救済が必要な場

収蔵資料の有無

【留意事項】被災した資料・文化財の区分を選んできて下さい。 ※日本遺産、歴史の道については、被害状況の後ろに選定番号の記載をお願いします。
 【指定区分】(プルダウン) 被災した資料・文化財の種類を選んでください。 ※同一文化財で、複数の種別(史跡と名勝等)で指定等されている場合は、種別ごとに行をわけて御記入ください。
 【所有者】被災した資料・文化財の所有者を御記入ください。特に個人等は報告可能な範囲で構いません。
 【資料・文化財名称】被災した館蔵資料・文化財名称を御記入ください。
 【被害状況】被害への対応状況について簡潔に記入してください。
 【対応状況】被害への対応状況について簡潔に記入してください。
 【国・県指定品の場合のみ記入】(被害のある場合のみ)被災した資料が国指定・県指定の場合のみ記入ください。
 ※修復・復旧にあたって国費補助、県費補助、県費補助を希望される場合はその旨を記入ください。
 ※補助希望額は概算で構いません。あくまで被害状況の把握のためのもので、補助金交付を確約するものではありません。

【情報提供時の範囲】(プルダウン)被害状況について、どこまで情報提供してよいかを伺うものです。共有可能な範囲について記入ください。
 【確認時間】 対応された日時を記入ください。時間についてはおおよその時間で構いません。
 【確認日】 対応された日時を記入ください。時間についてはおおよその時間で構いません。
 ※被害状況は、確認でき次第順次表に追加記入してください。入力欄が足りなくなつた場合は行を追加して御記入ください。
 ※遺物類など文化財収蔵庫に関する被害状況は、別シート【館施設被害状況】票に別途記入ください。